

水産加工業原材料調達円滑化対策事業
運営業務

公募型プロポーザル実施要領

令和8年2月

岩手県商工労働観光部産業経済交流課

この「公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「水産加工業原材料調達円滑化対策事業運営業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が了知し、かつ、遵守しなければならない事項を定めるものである。

1 契約の種類

本契約は、公募型プロポーザル方式によるものであり、業務提案の審査により委託候補者を選定し、「資料2 仕様書」に掲げる業務について、県と委託候補者が協議の上、契約を締結するものであること。

2 本業務の概要

(1) 業務名

水産加工業原材料調達円滑化対策事業運営業務

(2) 委託業務内容

「資料2 仕様書」のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和8年10月30日（金）まで

(4) 委託予定金額の上限

127,600千円（消費税及び地方消費税を含む）

【内訳】

- ・ 事務費 11,600千円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・ 支援金 116,000千円（不課税）

3 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げるプロポーザル参加資格の要件（以下「参加資格」という。）をすべて満たしている者であり、かつ、岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。また、代表者は下記(1)～(10)、構成員は(2)～(10)の要件を満たしている者とする。

【参加資格の要件】

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点等を有する法人若しくは契約受託後速やかに県内に事務局を設置できること。
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者

- (同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (6) 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等代表する者その経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- なお、県は、事業者の役員等が暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (8) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (9) (8)に定める期間内に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (10) 単独で提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

4 担当部署

岩手県商工労働観光部産業経済交流課
〒020-8570 盛岡市内丸10番1号
電話：019-629-5531 FAX：019-623-2510
電子メールアドレス：AE0003@pref.iwate.jp

5 プロポーザル手続等に関する事項

(1) 関係書類(様式)の入手方法

プロポーザルに関する下記資料について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) → 「県政情報」 → 「入札・コンペ・公募情報」 → 「コンペ」 → 「コンペ参加者募集情報」

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">資料1 公募型プロポーザル実施要領（本書）資料2 仕様書資料3 業務提案書作成要領資料4 公募型プロポーザル審査要領 |
|---|

(2) 本業務及び実施要領等に関する質問の受付・回答

本業務及び実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付け回答する。

ア 受付期間

令和8年2月24日（火）午後5時

イ 提出方法

【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、原則として電子メール又はFAXにより担当部署宛提出すること。

ウ 回答方法及び期日

受け付けた質問については、令和8年2月25日（水）までに、原則として電子メールにて質問者宛回答するとともに、質問事項と回答事項を取りまとめて岩手県公式ホームページ「入札・コンペ・公募情報」に掲載する。

(3) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類又は指定公金事務取扱者の要件に該当することを証する書類を下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア-（ア） 参加資格確認申請書類

- ・ 【様式1-2】参加資格確認申請書
- ・ 【様式1-3】会社概要及び過去5年間の主な同種事業等実績（※パンフレット等でも可）
- ・ 直近の財務諸表

なお、複数の者による共同提案の場合は、構成員全員分の上記書類を提出するとともに、代表者及び構成員の役割分担についての資料（様式任意）を提出すること。

ア-（イ） 指定公金事務取扱者の要件に該当することを証する書類

【指定公金事務取扱者の要件】

- ア 公金事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること
- （ア） 資本金の額、資産又は負債の状況等から財産的基礎を有すること
 - （イ） 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること
- イ その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること
- （ア） 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であること
 - （イ） コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること

要件	確認内容	提出書類
ア 財産的基礎	（ア） 資本金の額、資産又は負債の状況	決算書類（貸借対照表等）
	（イ） 累積欠損がなく、経営状態が良好	決算書類（損益計算書等）
イ 人的構成等	（ア） 経営陣の体制、業務精通者の確保	法人登記事項証明書、会社概要、組織図等
	（イ） 業務執行体制の整備	コンプライアンス規定等

イ 提出期限

令和8年2月26日（木）午後5時〔必着〕

ウ 提出先及び提出方法

「4 担当部署」まで持参又は郵送により提出すること。

※1 持参の場合は、提出期限までの平日午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に提出のこと。

※2 郵送の場合は、配達証明付書留郵便やレターパックにて提出期限までに必着のこと。

エ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和8年2月27日（金）までに電子メール等により通知する。

オ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができない。
- ・ 参加資格の確認は、上記「イ 提出期限」の日をもって行う。
- ・ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った業務提案を無効とすることがある。
- ・ 参加資格の要件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合や、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

(4) 参加資格の喪失

参加者は、下記「6 委託候補者の選定方法等に関する事項」に定める審査委員会の開催日までに参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(5) 参加資格が認められなかった者に対する説明

確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対して、書面（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和8年2月27日（金）午後5時〔必着〕

イ 提出先及び提出方法

「4 担当部署」まで持参により提出すること。

ウ 回答

岩手県知事は、説明を求められたときは、令和8年3月2日（月）までに説明を求めた者に対して、書面によりその理由を回答する。

(6) 業務提案書等の提出

参加者は、「資料3 業務提案書作成要領」に掲げる内容が盛り込まれた業務提案書等を、下記により提出するものとする。

ア 提出書類

「資料3 業務提案書作成要領」に掲げる書類

イ 提出部数

- ・ 紙媒体7部（正本1部・副本6部）

- ・ 同内容の PDF データー式

ウ 提出期限

令和 8 年 3 月 3 日（火） 午後 5 時〔必着〕

エ 提出先及び提出方法

- ・ 紙媒体については、持参又は郵送により「4 担当部署」まで提出すること。
※持参の場合は、提出期限までの平日午前 9 時から正午まで又は午後 1 時から午後 5 時までの間に提出のこと。
※郵送の場合は、封筒表に「プロポーザル提案書 在中」の旨を朱書きし、配達証明付書留郵便やレターパックにて提出期限までに必着のこと。
- ・ PDF データについては、電子メールにより「4 担当部署」宛提出すること。

オ 留意事項

- ・ 参加者 1 者につき 1 提案とし、複数提案を認めない。
- ・ 一度提出した業務提案書等は、これを書換え、引換え、撤回又は再提出することを認めない。
- ・ 業務提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。
- ・ そのほか、「資料 3 業務提案書作成要領」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(7) 業務提案の無効

参加資格確認申請書類の確認の結果、参加資格が認められなかった者の業務提案及び次のいずれかに該当する業務提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）又は第 94 条（虚偽表示）に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ 上記 2 (4) の委託予定金額の上限を超えた提案

オ その他プロポーザルに関する条件に違反した提案

(8) プロポーザルへの不参加

ア 参加資格確認申請書類の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、本業務に係るプロポーザルに参加しない場合は、「6 委託候補者の選定方法等に関する事項」に定める審査委員会の開催日の前日までに、あらかじめ「4 担当部署」まで電話で連絡の上、「様式 1-4 公募型プロポーザル参加辞退届」を持参又は郵送により提出すること（必着のこと）。

イ アによりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降、県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

6 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

参加者の業務提案の審査は、「資料 4 公募型プロポーザル審査要領」に基づき、公募型プロポーザル審査委員会において行う。

なお、業務提案等の内容が2(4)の委託予定金額の上限を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 審査委員会の開催

ア 開催期日（予定）

令和8年3月6日（金）

※業務提案の提出状況などにより、開催時期が変更となる場合がある。詳しくは別途通知する。

イ 開催場所（予定）

岩手県盛岡地区合同庁舎 講堂B（盛岡市内丸11-1）（別途通知）

ウ 開催方法等

- ・ 審査は、参加者から提出された業務提案書等及び参加者による審査委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて実施する。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン等の使用は認めるが、追加資料等を提出することは認めない。
- ・ パソコン等の機材を使用する場合は、事前に連絡の上、機材を持参すること。
- ・ 審査の順番については、業務提案書等の提出があった順とする。
- ・ プレゼンテーションの時間は、1者当たり25分（説明15分、質疑応答10分）とする。ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

(3) 委託候補者の決定

ア 県は、公募型プロポーザル審査委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。

イ 審査結果は、委託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 契約内容及び仕様書

契約内容及び仕様については、県と委託候補者が協議の上、決定する。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

8 公正なプロポーザルの実施の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に業務提案書等を

作成しなければならない。

- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して業務提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) プロポーザル参加に要する経費について

プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

- ア 参加資格確認申請書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

【参考】 スケジュール（予定）

① 公募型プロポーザル実施要領等の公表	令和8年2月16日（月）
② 質問票の提出期限	2月24日（火）
③ 質問に対する回答	2月25日（水）まで
④ 参加資格確認申請書類提出期限	2月26日（木）必着
⑤ 参加資格確認結果通知	2月27日（金）まで
⑥ 業務提案書等提出期限	3月3日（火）必着
⑦ 審査委員会（プレゼンテーション）	3月6日（金）
⑧ 結果通知	3月10日（火）
⑨ 契約締結	4月上旬

※ 現在の予定であり、変更の場合は、その都度別途通知する。